別表（第９条関係）

業　　種	基　　準	表　示　例
１ 人材募集広告	(1) 人材募集に見せかけて，売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるものは認めない。 (2) 人材募集に見せかけて，商品，材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない	
２ 語学教室等	(1)　安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。	一か月で確実にマスターできる等
３ 学習塾，予備校等（専門学校を含む。）	(1)　合格率など実績を載せる場合は，実績年も併せて表示する。 (2)　通信教育，講習会，塾又は学校類似の名称を用いたもので，その実態，内容及び施設が不明確なものは掲載しない。	
４ 外国大学の日本校	(1)　下記の主旨を明確に表示すること。 「この大学は，日本の学校教育法に定める大学ではありません。」	
５ 資格講座	(1)　民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け，それがあたかも国家資格であり，各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。 「この資格は，国家資格ではありません。」 (2)　「行政書士講座」などの講座には，その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。 「資格取得には，別に国家試験を受ける必要があります。」 (3)　資格講座の募集に見せかけて，商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。 (4)　受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのような誤解を与える表示はしない。	
６ 病院，診療所，助産所	(1)　医療法（昭和23年法律第205号）第６条の５，第６条の６，第６条の５第１項第７号及び第11号から第13号の規定に基づき広告できる事項以外は，一切広告できない。 (2)　提供する医療の内容が他の医療機関と比較して優良である旨を広告してはならない。 (3)　提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。 (4)　広告する治療方法について，疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。 (5)　写真については，病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備，機器の写真等，医療に関わるものは広告できない。 (6)　マークを用いることはできるが，そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることはできない。	

7　施術所（あん摩マッサージ指圧，はり，きゅう，柔道整復）	(1)　あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は，一切広告できない。 (2)　施術者の技能，施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。 (3)　法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院，カイロプラクティック，エステティック等）の広告は掲載できない。	
8　健康食品，保健食品，特別用途食品	(1)　広告を掲載する事業者が，業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ていること。	
9　介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定するサービス，その他高齢者福祉サービス等	(1)　サービス全般（老人保健施設を除く。） ア　介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し，誤解を招く表現をしないこと。 イ　広告掲載主体に関する表示は，法人名，代表者名，所在地，連絡先及び担当者名等に限る。 ウ　その他サービスを利用するにあたって，有利であると誤解を与えるような表示はできない。 (2)　有料老人ホーム（前号に定めるもの除く。） ア　厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し，別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。 イ　所管都道府県の指導に基づいたものであること。 ウ　公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成１６年度公正取引委員会告示第３号）」に抵触しないこと。 (3)　有料老人ホーム等の紹介業 ア　広告掲載主体に関する表示は，法人名，代表者名，所在地，連絡先及び担当者名等に限る。 イ　その他利用に当たって有利であると誤解を与えるような表示はできない。	指宿市事業受託業者等
10　墓地等	(1)　市長の許可を取得し，許可年月日，許可番号及び経営者名を明記すること。	

11　不動産事業	(1)　不動産事業者の広告の場合は，名称，所在地，電話番号及び許可免許証番号等を明記すること。 (2)　不動産売買や賃貸の広告の場合は，取引様態，物件所在地，面積，建築年月日，価格，賃料及び取引条件の有効期限を明記する。 (3)　「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。 (4)　契約を急がせる表示は掲載しない。	「早い者勝ち，残り戸数あとわずか」等
12 弁護士・税理士・公認会計士等	掲載内容は，名称，所在地及び一般的な事業案内等に限定する。	
13 旅行業	(1)　登録番号，所在地及び補償の内容を明記する。 (2)　不当表示に注意すること。	白夜でない時期の「白夜旅行」，行程にない場所の写真等
14 通信販売業	(1)　返品等に関する規定が明確に表示されていること。	
15 雑誌・週刊誌等	(1)　適正な品位を保った広告であること。 (2)　見出しや写真の性的表現などは，青少年保護等の点で適正なものであること及び不快感を与えないものであること。 (3)　性犯罪を誘発・助長するような表現（文言，写真）がないものであること。 (4)　犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現でないものであること。 (5)　タレントなど有名人の個人的行動に関して，プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。 (6)　犯罪事実の報道の見出しについて，残虐な言葉や大衆の興味や関心をあおるような言い回しを避け，不快の念を与えないものであること。 (7)　未成年，心神喪失者などの犯罪に関連した広告では，氏名及び写真は原則として表示しない。 (8)　公の秩序や善良の風俗に反する表現のないものであること。	

16　映画・興業等	(1)　暴力，とばく，麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。 (2)　性に関する表現で，扇情的，露骨及びわいせつなものは掲載しない。 (3)　いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。 (4)　内容を極端にゆがめたり，一部分のみを誇張した表現等は使用しない。 (5)　ショキングなデザインは使用しない。 (6)　青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しはない。 (7)　年齢制限等，一部規制を受けるものはその内容を表示する。	
17　古物商・リサイクルショップ等	(1)　営業形態に応じて，必要な法令等に基づく許可等を受けていること。 (2)　一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は，廃棄物を処理できる旨の表示はできない。	回収，引き取り，処理，処分，撤去及び廃棄等
18 結婚相談所・交際紹介業	(1)　結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記すること。 (2)　掲載内容は，名称，所在地及び一般的な営業案内等に限定する。	
19 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	(1)　掲載内容は，名称，所在地及び一般的な営業案内等に限定する。 (2)　出版物の広告は，主張の展開及び他の団体に対して言及（批判，中傷等）するものは掲載しない。	
20　募金等	(1)　厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 (2)　下記の主旨を明確に表示すること。 「○○募金は，○○知事の許可を受けた募金活動です。」	
21　質屋・チケット	(1)　個々の相場，金額等の表示はしない。 (2)　有利さを誤認させるような表示はしない。	○○バッグ 50,000 円，航空券，東京～福岡 15,000 円等
22　トランクルーム及び貸し収納業者	(1)　「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。 (2)　「貸し収納業者」は会社以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また，下記の主旨を明確に表示すること。 「当社の○○は，倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」等	

23　ダイヤルサービス	(1)　ダイヤルＱ２のほか各種ダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。	
24　ウイークリーマンション等	(1)　営業形態に応じて，必要な法令等に基づく許可を受けていること。	
25　規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告	(1)　本基準第５条で定める規制業種に該当する企業による，規制業種に関連するもの以外の内容の広告は，本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。	
26　その他表示について注意を要すること	(1)　割引価格の表示 割引価格を表示する場合，対象となる元の価格の根拠を明示すること。 (2)　比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客感的に実証されていること。 (3)　無料で参加・体験できるもの。 費用がかかる場合には，その旨明示すること。 (4)　責任の所在，内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格を明示し，法人名を明記する。また，広告主の所在地，連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし，携帯電話，PHS のみは認めない。また，法人格を有しない団体の場合には，責任の所在を明らかにするために代表者名を明記する。 (5)　肖像権・著作権 無断使用がないか確認する。 (6)　宝石の販売 虚偽の表現に注意（公正取引委員会の確認の必要あり。） (7)　個人輸入代行業等の個人営業広告 (8)　アルコール飲料 ア　未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。 イ　飲酒を誘発するような表現の禁止	「メーカー希望小売価格の 30％引き」等 昼食代は実費負担，「入会金は別途かかります」等 「メーカー希望小売価格の 50％引き」（宝石に通常，メーカー希望価格はない）等 「酒は 20 歳を過ぎてから」等 お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等